

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>杜陵学園に勤務する上席児童自立支援専門員及び主任児童自立支援専門員（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該上席児童自立支援専門員又は主任児童自立支援専門員となった者に限る。）</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(研究職給料表の適用範囲)</p>	<p>第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(研究職給料表の適用範囲)</p>
<p>第8条 研究職給料表は、次に掲げる<u>広域振興局及び地方振興局</u>以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(医療職給料表の適用範囲)</p>	<p>第8条 研究職給料表は、次に掲げる広域振興局以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(医療職給料表の適用範囲)</p>
<p>第9条 医療職給料表(1)は、保健福祉部、<u>広域振興局</u>、<u>広域振興局総合支局</u>若しくは<u>地方振興局</u>、保健所、福祉総合相談センター、環境保健研究センター又は精神保健福祉センターに勤務し、医療業務又はこれに準ずる業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。</p>	<p>第9条 医療職給料表(1)は、保健福祉部、広域振興局、保健所、福祉総合相談センター、環境保健研究センター又は精神保健福祉センターに勤務し、医療業務又はこれに準ずる業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。</p>
<p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>広域振興局</u>、<u>広域振興局総合支局</u>又は<u>地方振興局の保健福祉環境部</u>、保健所、学校等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言</p>	<p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>広域振興局保健福祉環境部</u>、保健所、学校等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、は</p>

<p>語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p> <p>(2) <u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部</u>、保健所、食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所に勤務し、獣医師として本来の業務に従事する職員</p> <p>第11条 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部</u>、保健所、福祉総合相談センター、児童相談所等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、看護師及び准看護師</p> <p>(2) [略]</p>	<p>り師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p> <p>(2) <u>広域振興局保健福祉環境部</u>、保健所、食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所に勤務し、獣医師として本来の業務に従事する職員</p> <p>第11条 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>広域振興局保健福祉環境部</u>、保健所、福祉総合相談センター、児童相談所等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、看護師及び准看護師</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。